

第1号様式

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

年 月 日

☒ 必須☐ 裏面の【4】誓約・委任欄記載事項について誓約・委任の上、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号	
	ふりがな	※神奈川県は省略可		— —	
申請者 以外の 保護者等	氏名	高校生 等との 関係	☐ 親権者 (父) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ その他 ()	☐ 親権者 (母) ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 高校生等本人 ()	
	ふりがな	氏名	高校生 等との 関係	☐ 親権者 (父) ☐ 未成年後見人 ☐ その他 ()	☐ 親権者 (母) ☐ 未成年後見人である里親 ()

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする（以下同様）。

次の4つのうちいずれかの口に✓を記入してください。

☐ 生活保護受給世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 家計急変世帯 ☐ 専攻科

【1】対象となる高校生等について

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日 平成	
氏名					
在学する 学校	学校の 名称	私立	学校コード※学校使用欄	学校	年
	課程	☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 専攻科			
在学期間	年 月 日～ 年 月 日				
過去の 高等学校等 における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

【2】保護者等の収入等の状況について

(1) 生活保護受給世帯

①	☐	生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。
②	☐	対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。

(2) 非課税世帯等(又は家計急変世帯)

次の者の ☐ 課税証明書等を提出します。

※（専攻科のみ）— 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が1-0-5、—5-0-0円以上2-6-4、—5-0-0円未満—で3人以上の子を扶養する場合は、【2】—(3)の扶養親族申告書を併せて提出します。

☐ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いることに同意します。

※個人番号カード等の写しを提出する必要はありません。

☐ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

裏面の ＜留意事項＞ を必ず確認 してください	①	☐ 親権者（両親）2名分
	②	☐ 親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）
	③	☐ 未成年後見人（ ）名分
	④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名
	⑤	☐ 主たる生計維持者1名分
	⑥	☐ 高校生等本人

(3) (専攻科のみ)3人以上の子を扶養している状況が次に該当するので扶養親族申告書を提出します。

①	☐	生計維持者との続柄が子の者が3人以上のもの。あるいは、扶養している生計維持者よりも年長者ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者が3人以上 ※年長者でなければ生計維持者の叔父、叔母（生計維持者の弟、妹）を扶養していれば子に含まれます。
---	--------------------------	--

(4) 次の理由により、個人番号カード等の写し及び課税証明書等を提出しません。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【3】振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード
預金 種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください

<県使用欄>

☐ 生業扶助 (52,600円)	☐ 全日制・定時制 (152,000円)	☐ 通信制 (52,100円)	☐ 専攻科(非) (52,100円)	☐ 専攻科(2) (10,420円)	☐ 専攻科(3) (10,420円)	☐ 不支給
未済額(円)		学校振込額(円)		個人振込額(円)		

裏面の【4】誓約・委任欄及び留意事項も
必ずご確認ください

【4】誓約・委任欄

(共通)

- ・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。**

(非課税世帯の方のみ)

- ・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による**生業扶助を措置されていません。**(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
- ※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・課税証明書等を提出しない場合、高等学校等就学支援金申請のために登録（提出）した個人番号（個人番号カード等の写し）を用いることに同意します。

(申請者又は申請者以外の保護者等が主たる生計維持者又は未成年後見人である場合)

- ・対象となる高校生等本人と主たる生計維持者又は未成年後見人は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係であることを誓約します。

<留意事項>

【2】保護者等の収入等の状況について の(2)に該当する方は、次の表の内容に従って、該当する番号の口に✓をつけてください。

①	親権者（両親）2名分 ・高校生等が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合 ※ 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください
②	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	未成年後見人 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
④	高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）(両親等) 2名 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分 ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など